

パブリック・コメント手続（意見募集）結果

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例改正後の意見募集について

平成30年（2018年）8月

横 須 賀 市

お問い合わせ先：こども育成部 教育・保育支援課
電話 046-822-8061（直通）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正後の意見募集について」に対するパブリック・コメント手続の結果について

1 意見募集期間

平成30年（2018年）6月18日（月）～7月10日（火）

2 意見の提出者数と意見件数

4人の方から6件の意見提出がありました。

3 提出方法別の人数

提出方法	人数
直接提出	—
郵送	—
ファックス	2人
E-mail	2人
合計	4人

4 項目別の意見数

項目名	件数
(1) 第10条第3項第4号関係	1件
(2) 第10条第3項第10号関係	4件
(3) その他	1件
合計	6件

5 提出された意見の概要及び市の考え方

(1) 第10条第3項第4号関係

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	教員免許について、教職に就いている場合は10年毎の更新が必要ですが、支援員の場合も適用されるのでしょうか。	1件	有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、更新されていない教員免許でも教員資格として適用されます。
合計		1件	

(2) 第10条第3項第10号関係

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	教員免許を保有していない現支援員の救済として、5年以上の経験者としているが、規制が適用された4月1日で辞めざるを得ない方はいなかったのでしょうか。	1件	そのような方は把握していません。なお、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」とは、高等学校を卒業していない者を対象としています。
2	支援員について、仕事として認めていただきつつある中で、緩和されていくことが、少し不安であり残念に思います。	1件	改正内容が国の基準と異なる内容を定めることは基本的にできない従うべき基準であることから、基準省令の改正内容と同一の内容で改正しました。
3	第10条第3項に第10号として新設した「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」について、5年以上は長く、3年くらいが妥当だと思われま	1件	改正内容が国の基準と異なる内容を定めることは基本的にできない従うべき基準であることから、基準省令の改正内容と同一の内容で改正しました。
4	子どもの前に立つ立場の方にはそれなりの資格や基準が必要であることは間違いないし、最低基準をさらに下げていくことも、どこかで必要なことだと思えます。設置数や運営上の圧迫はもちろんです。子どもの健全な育成にはそれをたやすく持ち込むべきではないのではないのでしょうか。	1件	改正内容が国の基準と異なる内容を定めることは基本的にできない従うべき基準であることから、基準省令の改正内容と同一の内容で改正しました。参考意見として承ります。
合 計		4件	

(3) その他

No.	意見の概要	件数	市の考え方
1	規制はやむを得ないと思いますが、慢性的な支援員不足を考えると待遇のアップや支援員の養成などの検討もお願いしたい。	1件	参考意見として承ります。
合 計		1件	